

秋田市議会訓令第1号

秋田市議会事務局

秋田市議会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月27日

秋田市議会議長 川 口 雅 丈

秋田市議会事務局処務規程の一部を改正する訓令

秋田市議会事務局処務規程（昭和53年秋田市議会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「には、別表に定める公印を押印しなければならない。ただし、軽易な文書および電磁的記録は公印を省略することができる。」を「のうち、次に掲げるものには、別表に定める公印を押印しなければならない。」に改め、同項に次の第1号から第4号を加える。

- (1) 法令等の規定により公印を押印することとされているもの
- (2) 市又は相手方の権利義務又は法的地位に影響を及ぼすもの（相手方が電子情報処理組織を使用して申請を行うための情報処理システムにより申請をした場合における当該申請に対する通知（相手方が当該情報処理システムにより当該通知を受けることを申し出ている場合に限る。）を除く。）
- (3) 事実証明に関するものその他特に信用力を付与する必要があるもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、公印の押印が特に必要と課長等が認めるもの

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。